

## 第38回 南木曾町リニア対策協議会 開催

第38回南木曾町リニア対策協議会が10月12日に南木曾会館にて開催されました。

冒頭で向井町長より、「準備が本格化し、今月中にいよいよトンネル掘削が着工される見通しとなった。掘削は置き場を確保した分だけ掘るという取り決めがあるが、今日の議題の置き場については、町としてもより安全な置き場となるよう交渉、申入れを行ってきた。一方、広瀬工区において、地元から要望のあった町道富貴畑線の改良に合わせた置き場の案について、今後地元の説明会が実施されること。また、長者畑については現在、調査が止まっているが、地元区長会から再度調査を進めても良いと連絡があり、地元の理解を得ながら安心安全の確保を図り、作業を進めるようJR東海に伝えた。」と挨拶がありました。

その後、報告事項として工事の進捗状況及びJR東海が9月に妻籠・蘭・広瀬地区で開催した工事説明会の内容について、鉄道・運輸機構及びJR東海より報告がありました。協議事項では、町とJR東海との協議により作成された「工事用車両



### 報告事項

#### ① 工事の進捗状況について

(鉄道・運輸機構より)

広瀬工区では、左岸上流側非常口

の通行等に関する変更確認書(第4回)、「発生土置き場の管理に関する確認書」及び「水資源への対応に関する確認書」について協議し、各確認書の取交しについて同意が得られました。

※協議会当日の説明資料は町のホームページをご覧ください。

ヤード及び斜坑口の伐採工事を実施しています。今後、坑口上部の法面の工事を実施する予定です。

尾越工区では、10月中旬からの掘削に向け準備を進めています。

山口工区では、先進坑の掘削が完了し、現在本坑を品川方へ約1900m掘削しています。県境までの距離は本坑の位置から約500mとなっています。

#### ② 発生土置き場(尾越)に係る工事及び盛土条例に基づく申請内容に関する説明会について(JR東海より)

令和5年9月5日に蘭・広瀬地区、同21日に妻籠地区の地元住民を対象に発生土置き場(尾越)に係る工事及び盛土条例に基づく申請内容に関する説明会を開催しました。発生土置き場(尾越)は、JR東海が旧特殊精碓工場跡地に造成を計画しているものです。当該置き場には、現在、旧工場の建屋があり、10月中旬以降に解体を予定しています。また、当該置き場は、令和5年1月1日より施行された「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例(通称・盛土条例)」により、長野県知事の許可が必要な盛土等であるため、今後条例に基づく申請を行い、県の許可を得た後、令和6年4月頃からの



R5.10時点の尾越工区斜坑口 (JR東海資料より)

造成を予定しています。

尾越工区は、準備ができ次第、10月中旬から斜坑掘削を予定しています。掘削による発生土は、当面は長野県の木曾川右岸道路事業へ活用するため、十二兼地区に搬出します。(斜坑掘削は、10月16日(月)より開始されました。)

Q 工場の解体に伴う産業廃棄物の搬出に係る車両の運行計画が示されていない。

A 令和5年下半年期の工事用車両台数は、最大で往復340台(月別日平均)を予定しており、そのうち、資機材運搬車両台数は往復40台で、その中で収まるよう運用する。

**Q** 盛土条例に基づく審査を受けるが、万が一の時の責任の所在はどうか。

**A** 県に安全性の確認をしていただくが、万が一、盛土が崩れた場合の責任は事業者が問われると認識している。

**Q** 町内で出る土は全て町内に置けるのか。

**A** 尾越工区で発生する土量は約110万m<sup>3</sup>で、現在尾越周辺で計画している置き場の土量は約90万m<sup>3</sup>。残りの約20万m<sup>3</sup>については町内外で検討している。

### 協議事項

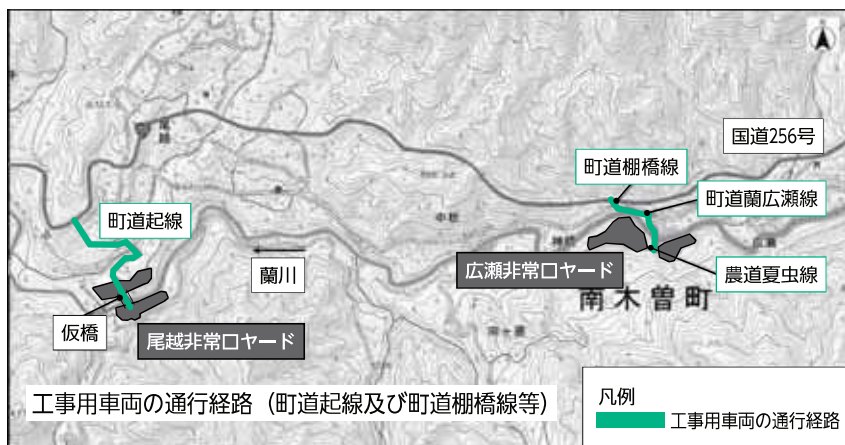
**①南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する変更確認書（第4回）について**

尾越工区のトンネル掘削工事等に伴う発生土の運搬にあたり、運搬車両が町道起線を通行することとなるため、確認書の更新を行います。また、これまでの更新により追加されてきたルート等の図表で、不要となったものを削除します。

※これまでの工事用車両の通行等に関する確認書は町のホームページをご覧ください。

**②南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う発生土置き場の管理に関する確認書について**

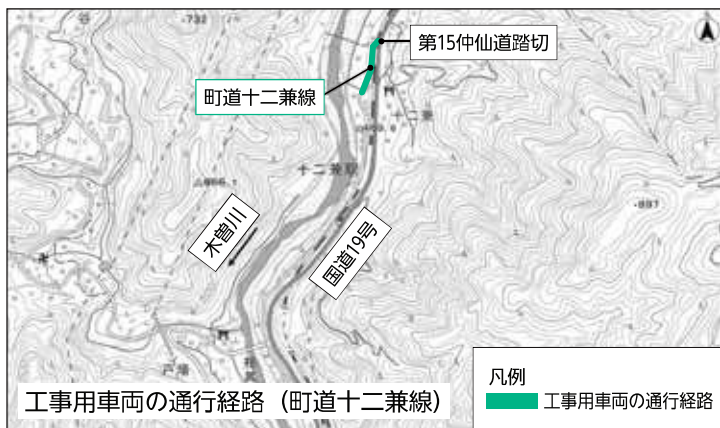
令和元年8月21日締結の「中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項」第3項に基づく確認書です。町内の安心安全の確保及び工事の円滑な施工等を図ることを目的として、施工時の管理方法（仮置き場含む）及び施工後の管理方法を定めています。



す。施工後の管理方法については、内容の具体化等に伴い変更が必要となった際は、随時見直しを行います。

**③南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う水資源への対応に関する確認書について**

確認事項第4項に係る水資源に関する事項については、令和元年12月11日締結の「南木曾町における中央新幹線建設に伴う水道水源予備的措置に関する協定書」に基づき、妻籠水道水源に関して対応してきました。



本確認書は、それ以外の水資源、男滝・女滝、生活用水（個人・地区水道含む）及び農業用水（田んぼや養殖等）、そして蘭川等の水質保全への対応について定めています。今後、中央新幹線建設に伴い減濁水等が発生した際は、本確認書を基本として対応します。

**Q** ②に関して、確認書に記載されていないが、降雨量はどの位置で観測するのか。

**A** 尾越については蘭雨量観測所（国）、広瀬については広瀬雨量観測所（県）での観測を考えている。

**Q** 施工後の管理に関し、定期点検の頻度や記録の保管等、詳細を詰める必要があるのではないか。

**A** 施工後の管理方法については、南木曾町だけでなく、他市町村も含め調整している。管理内容の具体化に伴い、必要によりその都度、確認書を更新していく。その際は、対策協議会に説明を行う。

**Q** 対策協議会委員 **A** J R 東海

以上3点について協議し、確認書取交しについて同意が得られたため、令和5年10月13日に取交されました。